

ロシア・米NATOの霸権主義反対！

2月24日ロシアが、ウクライナへの違法な全面侵攻を開始した。この侵略はロシアが、超大国アメリカの世界観の衰退に乘じ、台頭する中国の理解を取り付けながら、ソ連崩壊以降の勢力圏の後退を終わらせんとしたものであった。ウクライナをめぐるロシアと米国の抗争は、どちらも霸権主義的なものである。米国は公然と参戦はしていないが、ロシアへの対処を指揮し、ゼレンスキーポリやNATO諸国、日本を統率している戦争当事者だ。平和の道は、ロシアと米NATOの霸権主義反対にある。即時停戦、ロシア軍撤退を求める世界平和論は、この道を明確に進むべきである。

東アジアで最も問われていることは、ウクライナ侵攻を奇貨とした反動攻勢を撃退することである。

選では3月3日、保守勢力が候補を一本化し、日本では自民党安倍派や維新が核配備を叫び出した。東アジアでの反戦闘争の真偽が問われている。（編集部）

即時停戦、口軍撤退を

東アジアでも問われる平和構築の戦略

ロシアによるウクライナ全面侵攻は、ブリヂン

政権によると東部ウクライナの自国民保護のため

の「特別軍事作戦」であり、正当な自衛権の行使であるとされている。しかし、その実際は、ウクライナの「中立化」のみならず、占領者然どし

り、正當な自衛権の行使であるとされる。しかし、その実際は、ウク

ライナ・ゼレンスキーポリの転覆を公然と語り、ウ

クライナの「中立化」の「非軍事化」を求める

という、あからさまな國

際法違反の侵略である。

即時停戦、ロシア軍撤

退を求めるウクライナ人

民・ロシア人民を熱烈に支持し、かれらへの世界人民の連帯を支持する。

ロシアのこの戦争の政

治目的は、ウクライナ現

退を求めるウクライナ人

民の連帯を支持する。

ロシアとこの戦争の政

治目的は、ウクライナ現

退を求めるウクライナ人

民の連帯を支持する。

現場検証・証人尋問を却下

べての採用を認めたもの、証人3人（濱田信男証人、島崎邦彦証人、渡辺敦雄証人）の供述調書と証人申請を却下、その理由すら明確にしなかつた。

これらは、適正手続の保障を掲げた憲法31条違反であり、絶対に許されるものではない。

そのうえ裁判長は、次回第3回公判で結審する旨を発言、早期の結審を画策している。その期日は4月21日、5月13日、6月6日が上げられたが、東電側弁護士の発言もあって4月21日の可能性が高い。

東電と裁判官が結託して、東電株主代表訴訟の判決日の7月13日、この前に決着を日論んでいるとの見方もある。真実を見極め原判決（東京地裁・無罪判決）の誤りを

ウクライナ危機がち
られ、それに便乗して
本の右派勢力も戦争・
憲の策動を強めてい
こうした中の2月19
各地で戦争法廃止・改
反対の「19の日」行動
取り組まれた。

東京では、75回め
「19の日」行動とし
「憲法審査会の強行や
ろ！辺野古新基地建設
止！敵基地攻撃能力保
反対！防衛予算拡大す
な！いのちと暮らしと
業守れ！」2・19国際
会館前行動」が行な
れ、500名の労働者
市民が結集した。主
は、戦争させない・
壊すな！総がかり行動
行委と、9条改憲NO
全国市民アクション。
最初に、総がかり実
菱山南帆子さんが主催

憲の危
意を本気
による改
ごだ。自
地で憲法
意を本気
いる。7
の2を許
てしま
代を越
憲阻止
いた。
憲法審查
云開催中
2月10
と毎木曜
る。自民
審査会の
ひ、憲法
吉屋圭司
りで、5
主都道府
会」を
旨指して
伊波さん
いる。これ
選(予定7/7
に勝利し、國
定されない勢
の3年間)で
するというう
ているのでも
さて政党協定
本共産党・山
民党・福島瑞
沖縄の風・伊
参院議員、立
柚木道義衆
のた。
柚木さん、
にやるべき
策。このまき
感染6波が
7波が来る
と言つてい
い」「参院選
中と外、全
民・野党の
大單で

その上に参院
月10日投票)
國政選挙が想
執権党「黄金
と改憲を実現
沖縄
免通しを立て
める。
挨拶では、日
山下芳生、社
瑞穂(代読)、
伊波洋一の各
立憲民主党・
院議員が発
言
京清
は様
いる
ては
青年
に取
考え
行動
覚え
れる
青年
作つ

周辺は、台湾有事には介入すべきと言つて軍事介入すれば、は戦場になる。その計画や避難場所などを考えず、ひたすら憲壇をねらつてゐる」
弾した。
「帯アビールでは、総り行動青年プロジェクトチーム（PT）の東掃労組・高木さんが、「総がかり行動に人々が連帯してこの運動をなくしならない。PTは、一人ひとりが主体的に組む必要があると結成した。全国署名では、改憲に不安を抱く青年、激励していく」と述べた。

りやすい状態だった。道路が凍結しており、温
「旗開き」は、セントラル
内での会食を感染予防から避けて、屋外で先に弁当を食べて、12時半より開始となっ
た。山崎宏さんから始められ、その後、大勢の出席者が続々と登場した。山崎さんは、この始
めに「この会食は、この会議の目的である、労働者と労働者の間の連携強化のためのものだ」と述べた。
「労闘・労活評」の司会で、現地情勢の報告が行われた。

する会」から関西の「主催者会議」、山達郎さん（大地共運動の会・事務局長）が「共有運動の報告と更第二次カンペの要」なされた。

その後、東峰の廿荷場跡地に移動し里塚空港に反対する「東峰現状会」主催の「東峰現状運動」に移る。飛行制限緩和を許さない！ 空港「第3滑走路」反岸田自公政権打倒！ を掲げて、開拓組合までのデモ行進を囁いた。

1月30日には関西開き、「関西三里塚旗開き＆大地共告会」が尼崎市で行われた。コロナ対応で同盟の柳川さんの来断念となつたが、参加者は24名。飲食は断られたが、久しぶりの

イワシ・ニシンや
を肥料に使用)の使
用普及し、農業経営の
これに依存する度
が大きくなる。した
く、新田開拓でも河
戸原を残す必要もな
づくる。

井戸一〇〇カ所、土か
わ井戸一三五カ所、川井戸
戸三〇カ所となつてい
る。」(津田秀夫著「地主
制形成期における小作騒
動」)――『明治維新と地主
制』岩波書店 1956 年 P.161)といわれる。
これは、水管理を通じた
市内では、局地的「労
働市場」を形成しつつ、
土地金融による収益確保(寄生
地主)が分離し、封建制
的生産・流通を侵食して
いったのである。(詳し
くは拙稿「近世畿内では
何故に普通小作が広が
ったのか」「党ホームペー
ンに掲載」を参照)

裁判の帰趨を決する現場検証・証人尋問、これを闘い取る控訴審最大の山場、東電刑事裁判・第2回控訴審が2月9日、東京高裁で行なわれた。この裁判は、福島第一原発事故での業務上過失致死傷罪を東京電力旧経営陣3名に問う刑事訴訟。その判決は、東電と国に対する各損害賠償訴訟や東電株主代表訴訟はもちろん、原発をめぐる裁判全体に大きく影響する。

しかし、この2・9公判で細田啓介裁判長は、現場検証の実施を否定。また検察官役の指定弁護

故・東電刑
公証・評
正すには、最低3ヶ月は必要と言われる。速結審は言語道断である。

2・9の闘いは午前時、高裁前アピールで開始。証人尋問・現検証を求めて、百人あまりの労働者市民が参加した。2時開廷で、その報告集会がオンライン式で行なわれた。

報告集会では、武蔵子・福島原発刑事訴訟援団副団長が開会挨拶期待を胸に法廷に立

間を却く・9 控訴審現場検問
ため息が
し、採用
り、第3
れるこ
まで出
全力で
間違いを
えた。
樹弁護
説明。証
にふれ
判決の誤
後に禍
に正され
升護士申
るので、あき
自民党改憲ブ

請の証拠物件
用との決定
「これでちや
できる。気蓋
は無い。闘い
ここで逆転す
を示した。

下

件の全てを探
については、
んと弁護が
落ちする時間
いを盛り上げ
る」と決意
闘いは、
闘おう。
で!」
闘いは、
入した。
発・脱原
欠になら
第1回映
に300
いた。結
けては、
諸勢力、
い、これ
ある。闘
し、無毒
任を取ら
（一）

なく頑張
最後に、
ピール、
らがつか
み重なつ
も、もう
闘おう。
で!」
闘いは、
入した。
発・脱原
欠になら
第1回映
に300
いた。結
けては、
諸勢力、
い、これ
ある。闘
し、無毒
任を取ら
（一）

「2011年かかりることが積み重なっている。それで少しぶんぱつては厳しい局面に突き当たった。最後の最後まで訴えた。

逆転には、反原発の高揚が不可避的である。昨年11・2の控訴審には高裁前控訴審から結集して名超が結集して、反原発の全ての争点を実現すべきであると主張した。しかし、世論を動かす責任東電に必ず責任を負わせよう。

「の木下さんが、「闘争は民主勢力と改憲派と草の根対草の根の総戦だ。参院選で改憲派を奮闘を下す！」と述べ、以下を行動提起。
2月22日・3月22日、イメンズアクション、トシア前・午後6時(男)

性も参加を)。
2月27日、3・1朝
独立運動103周年集
(ならびに3月1日、
宿西口駅前行動)。
3月16日、辺野古設
変更「不承認」を考え
学習会、衆院第2議員
館・午後2時。
3月19日、「19の日

西で旗開き

「反対・」

新鮮会計口一會る始買移地にし経過、規約昨年会の検討・議論の告、記念集会の報を行なつた。尼崎が共有運動の趣旨三輪さん。渡邊充会が行なわれた。は、東大阪連帶す大広間での開催だ先に、共有運動会が行なわれた。は、東大阪連帶す島戦場化反対の運に注目しつつ、参前に戦争と改憲をい闘いを拡げよう（東京〇通電）

2時。行動、議員会館前5月3日、5・

・午後 意見が出され
3憲法 園。 計論となつた。
共有運動の会 転を図つてい
院選を 認され、早速
許さな が調査票と同
をされた。
第2部の施 催。司会は尼
んで、まず東
る会の山田謙
西でのこの間
を報告、引き
の取り組みと
の取り組みを
の訴えがあつ
さんが、南西
泉州沖に空
せない住民連
の会の小山広明
衛隊配備に反
の会の取り組
行ない、同じ
長へ立候補す
語った。尼崎
ん・広畑さん
間の共有運動

活発な討
り、関西独自に
への登記移
くことが確
意書に署名
9名の方
旗開きを開
崎の山本さ
大阪連帶す
さんが、関
の取り組み
其有運動へ
続き現地へ
進めようと
た。
港をつくら
絡会の根本
諸島への自
対する大阪
みの報告を
る決意を
く住民連絡
さんが、関
から、この
への議論の
の松上さ
する東縛
かであつ
が肥料の
しかし、
の村々
する東縛
かであつ
が肥料の
しかし、
第三の
規制の弱
日におい
影響をも
義（個性
せる）は
ムラの秩
された。
体規制は
請制を基
入会地と
背景をな
が、さま
あつて、
もとづく
入会地

な反封建闘争で面から)解消と堀井戸体規制緩和要因は、共同体化である。今ても未だ根強い日本的集団主を集団に埋没させ、近世のイエト序によつて形成されたムラの共同、土地所持と村盤に、とりわけ灌溉施設が物的とした。ところざまな事情が畿内では両者に個々の百姓に対が比較的に緩やかた。の問題では、多くで入会地の草木もととなつた。大坂周辺農村で

一般的に大坂周辺に
「……個人持の堀井戸
普及し、それが灌漑
用されている。これ
も稻作地帯に比べて
会採草地を欠いた條
ともに水不足が継続
み、水支配からの諸
も稻作地帯に比べて
いものであることを
占島敏雄氏は」指摘
。事実平野郷（*現：
市平野区）だけで
八年（*1837
に野井戸一六二五も
し、溜池は一〇もあ
る。この点では河
情が雄弁にもの語つ
る内国）丹南郡の
でもかわりはない。
八年（*1758
に淵（*瀬に対し
がよどんで深い所）
一ヵ所、野井戸は
七ヵ所である。明和
（*1765年）に
同数だが野井戸は
五に増加している。
うちわく井戸（*湧

2月「19の日」行動、自民党改憲プログラムに対決
草の根の総力戦で改憲阻止



▲ 1・9三里塚東峰現地行動に45名

第三の要因は、共同体規制の弱体化である。今日においても未だ根強い影響をもつ日本の集団主義（個性を集団に埋没させる）は、近世のイエトムラの秩序によって形成された。そのムラの共同体規制は、土地所持と村請制を基盤に、とりわけ入会地と灌漑施設が物的背景をなした。ところが、さまざまなお事柄があつて、畿内では両者にもとづく個々の百姓に対する束縛が比較的に緩やかであった。

入会地の問題では、多くの村々で入会地の草木が肥料のもととなつた。しかし、大坂周辺農村ではすでに江戸の前期に金肥（＊イワシ・ニシンや油粕を肥料に使用）の使用が普及し、農業経営の上で、これに依存する度合いが大きくなる。したがつて、新田開発でも河川の芦原を残す必要もないくなつてくる。

灌漑施設の一面でみると、1704年の大和川の付替え工事の後も、大和川と石川との合流点に樋を設けて、下流の村々への配水施設を作るだけではなく、「とりわけ古川田では、多くの井戸を掘つて旱魃（かんばつ）に備えた。例えば幅四間の用水井路（長瀬川）をさし挟んで両側に開発された菱屋西新田では、井戸数は一〇一を数える。」（『大阪の歴史と風土』株式会社毎日放送 1973年 P.467）のである。

一般的に大坂周辺には、「……個人持の堀井戸が普及し、それが灌漑用に利用されている。これは入会採草地を失いた条件とともに水不足が綿作を生み、水支配からの諸制約も稻作地帯に比べては弱いものであることを、「*古島敏雄氏は「指摘する。事実平野郷(*現：大阪市平野区)だけで、天保八年(*1837年)に野井戸一六二五五個存在し、溜池は一〇もある事情が雄弁にもの語っている。この点では河州(*河内国)丹南郡の岡村でもかわりはない。宝暦八年(*1758年)に淵(*瀬に対しても水がよどんで深い所)は八一ヵ所、野井戸は一二七ヵ所である。明和二年(*1765年)に淵は同数だが野井戸は二八五に増加している。そのうちわく井戸(*湧き井戸)二〇ヵ所、桶かわ井戸一〇〇ヵ所、土かわ井戸一三五ヵ所、川井戸三〇ヵ所となつていい。」(津田秀夫著「地主制形成期における小作騒動」—『明治維新と地主制』岩波書店 1956年 P.162)といわれる。

